

制限主権論

森田昌幸

はじめに

人類の歴史が地球上で始まってから、およそ 500 万年ほどになるといわれる。その間われわれの祖先は、いろいろな危機に遭遇したことであろう。しかし人類の存在そのものが脅かされるような危機はなかった。むしろ人類全体としては、その数を増大させながら膨張し、地球上に広く拡散した。人類発祥の起源はアフリカといわれるが、いまや人類は地球上の全地域で生息している。南極にさえ住みついているほどである。

恐竜のように人類が絶滅することなく膨張した理由を考えると、ひとつには人類にとっての天敵が、この地球上に存在していなかったという幸運がある。考古学者たちによれば、古代人はマンモスと闘ったというが、マンモスは人類の天敵ではなかった。むしろ人類こそマンモスにとって恐ろしい天敵であった。それが証拠には、マンモスは人類によって地球上から抹殺されてしまった。

20 世紀にはエイズ・ウイルスが人類を滅亡させるかに思われたが、これも人類の天敵にはなり得なかった。人類は、優秀な基礎医学の研究者は、研究に研究を重ね、ついにエイズを退治する方法を発見した。まさに人類の叡智である。もはや地球上には人類の天敵は存在しないかに思われた。

しかし今や、人類は自分で自分の天敵を作り出してしまった。その天敵は、ひとつは核兵器の脅威であり、もうひとつは地球環境破壊という恐怖である。このふたつの天敵を人類は乗り越えることができるであろうか。いや乗り越え

なければならない。乗り越えることこそ、人類の未来に対する現代人の責務である。

1. 天敵の製造

なぜ人類は天敵を作り出したのか。もう少し正確にいうならば、なぜ人類は天敵を作り出すことが可能となったか。その理由はふたつある。

ひとつは人類の歴史における文明の発展にある。およそ石器時代から今日まで、人類の文明はたえまなく発展し続けてきた。特に科学技術の発展には驚異的なものがあった。多くの科学者たちは未知への探求という純粋な知識欲と学問的情熱により真理の追究に全力をあげた。その結果として、新しい発明や発見が世界中で次々と行なわれた。まさに人類の叡智の賜物というべきであろう。マダム・キュリー^①によって1898年に発見され、ラジウムと命名された放射性元素の存在は人類の歴史を大きく変えた。科学者としてのキュリーの発見は、やがて第2次世界大戦にいたり、アインシュタインの提唱でオッペンハイマーのマンハッタン計画^②へと継続し、アメリカによる原爆製造計画が現実のものとなった。ここで人類は核兵器という天敵を製造した。同時に科学技術の高度の発達により、人類は便利さを追求し、その結果として、土壌を汚染し、大気を汚染し、水を汚染し、ついに地球全体を汚染してしまった。またしても人類は地球環境破壊という天敵を製造した。このように人類の輝かしい文明の発展こそ、その根底で天敵製造の源泉となっていた。

もうひとつの理由は国家の存在である。結論から先にいえば、国家は長い年月にわたり、核兵器という天敵の保護者であった。核兵器は国家が自分で製造し、管理し、使用し、最近では販売さえ行なっている。また地球環境破壊のほうも、結果として、国家の独占的管理・運営のもとにおかれている。地球環境破壊の原因となる多くの汚染物質は、直接的には企業によって製造・販売され、企業や個人が購入・使用し、廃棄物として地球全体にばらまかれ続けている。汚染物質の最終処理には何ら制限も規制もない。むしろ国家は汚染物質の保護

を提唱していることである。この事実は決して見逃すことができない。

アインシュタインの個人的書簡により、新型爆弾の製造を示唆されたアメリカ大統領の脳裏には、ナチス・ドイツに対する戦争準備および戦争の早期終結があった。アインシュタインの書簡がホワイト・ハウスあてに発送された日付は1939年8月2日である。まさに大戦直前といってよいが、しかしこの時点では、まだ戦争は始まっていない。ドイツ軍56個師団という大軍が突如ポーランド国境を突破し、第2次世界大戦が勃発したのは1939年9月1日の未明のことであった。

原爆製造計画を提唱する書簡を受理したルーズベルトは、ただちにウラン委員会を設置し、軍の管理下でマンハッタン計画を推進した。政治家としてのルーズベルトは、新型爆弾が実戦の場でナチス・ドイツの息の根をとめることができれば、目的は達成されると考えたであろう。しかし新型爆弾が、従来の火薬による爆弾とは、まったく異質の爆弾であることは知らされていなかった。人類を瞬時に大量に殺傷する核兵器は、天才的な科学者の知識と軍の完全な管理によって極秘のうちに製造された。

マンハッタン計画を結実させ、原爆製造を可能とした背景には何があったか。そこには敵対するナチス・ドイツという国家が存在した。実はドイツにも原爆製造計画があった。もしドイツがアメリカより先に原爆を完成させていたら、第2次世界大戦の軍事的結末は大きく変わっていたであろう。第2次世界大戦はアメリカとドイツの原爆製造競争でもあった。ドイツ⁽⁴⁾が敗北すると、次はアメリカとソ連の間で、原爆より破壊力の大きい水爆の製造競争が展開され、米ソ両国は冷戦へ突入した。

米ソは当時、すでに世界文明のリーダー的存在であった。特に科学技術の分野では群を抜いていた。両国は地球上だけでなく宇宙でも、科学技術の競争を展開していた。しかしその競争目的は、軍事力の優位を確保することにあった。両国とも常に軍が中心となり、たがいに国家の威信をかけて戦った。その結果として、科学技術の水準は非常に高くなった。おかげで物質文明のほうは高度の発展をとげたが、人間の質のほうは、はたしてどうであったか。残念ながら

人間の質のほうは、それほどよくなっていない。つまり精神文明が物質文明の発展に追いつかないのである。現代社会の特徴でもある。

人類の文明が今日まで発展してきた過程を観察すると、道徳や人倫といった人間性の向上よりも科学技術の進歩や発達のほうが速いことがわかる。100年前も今も、人間は同じままでいながら、物質文明のほうが異常な速さで未来に向かって突き進んでいる。

かつて多くの平和団体が、世界平和の敵は冷戦であると叫んだ時期がある。その冷戦も今では終結している。はたして冷戦終結後の国際社会は平和になったか。現実とは逆である。極地戦争や国際テロといった国際紛争は冷戦当時よりも激化しており、しかもその態様は残忍かつ非道である。やはり人間の質が、よくなっていない証拠である。

個々の現代人が悪くなくても、それが集団化した場合は、集団として残忍かつ非道な行為におよぶことが多々ある。この集団化の代表格が国家である。国家は国民の意思によって行動するというのは、単なる建て前であって、現実には反対である。国民が国家によって動かされている。ここでいう国家とは政府のことで、政府には国民を支配するための物理的強制力すなわち権力がそなわっている。いうまでもなく軍隊と警察が権力の象徴である。現存している国家を正確に観察してみれば政府の下に国民がいて、国民は政府によって支配されている。つまり国民は政府のもとに集団化させられている。したがって、たとえ個々の国民が善人であっても⁽⁵⁾、集団化させられた国民が善人であるとはかぎらない。この現象を説明するためには、ややこしい理屈が必要となるが、まぎれもない事実である。

ある国家が敵対する国家に対して要求を貫徹するため、軍事力を行使する場面がある。あるいは自国の防衛上、正当防衛として軍事力を行使することもある。どちらの場合でも、行使される軍事力は役に立たなければ意味がない。このため、どこの国の政府も役に立つ軍事力の保有という大義名分のもとに、ひたすら軍事力の増強につとめてきた。各国の国家予算の中で、軍事費が対前年比でマイナスという国は滅多にない。たとえ社会保障費や医療費を削減してで

も軍事費だけはプラスになっている。

では個々の国民は軍事予算の増大を心から願っているかといえば、そうではない。むしろ反対している場合のほうが多い。このように国民の意思と国家の意思とが一致しないにもかかわらず国家の意思イコール国民の意思として執行される。これは一種の擬制であって、すでに250年も前にルソーが、その矛盾を指摘している。もし政府にすべてを委譲すれば、軍事費は増大を続け、軍事力も無限に増強される。この事実はソビエト政府が1991年12月まで、つまりソ連崩壊の日まで実行していたことで、すでに歴史的に証明されている。このような政府の政策決定は経済的な利害関係も複雑に絡んでいて、一般国民の目にはとどかないことが多い。よって増強に増強を重ねた軍事力は国民はもちろんのこと、政府自身でさえコントロールできなくなる。

地球環境汚染も核兵器について人類が製造した巨大な天敵である。これまで長期間にわたって人類は物質文明を発展させ続けてきた。しかし物質文明発展の道程を振り返ってみると、それは同時に地球環境破壊への道程でもあった。しかもそのことに気づくのがおくれた。先見性のある一部の科学者が早い時期に環境汚染の危機を指摘し警鐘を打ち鳴らしてはいたが、ほとんどの人は無視していた。いや無視しようとしていた。各国の政府がやっと重い腰をあげて本格的に対策に取り組み始めたのは20世紀も終わろうとしていた。

それまで繰り返し続けられていた大量生産と大量消費は、膨大な産業廃棄物を吐き出して地球環境を汚染し破壊し続けてきた。日本国内では水銀中毒事件、ヒ素ミルク事件あるいは土地汚染、大気汚染、じん肺などが続出した。国際的にはラブキャナル事件⁽⁶⁾、エクソン・バルディーズ事件⁽⁷⁾、アモコ・カジス事件⁽⁸⁾やライン河汚染、オゾンホール、酸性雨など国境を越えて汚染が拡大され続けた。

いつの時代もそうであるが、悲しいことに政府は実際に事件や事故が発生しないと解決に乗り出さない。しかし国境を越えた環境汚染は、それでは手おくれである。すでに破壊されてしまった自然や人間の健康は修復不可能である。たとえば、ある森を破壊して何らかの経済的利益が得られたとしても、もし破

壊された森を原状回復するとなると、破壊して得られた経済的利益の数十倍、数百倍の費用を必要とするであろう。これが森でなく人の生命であったら回復不可能となる。

2. 天敵の追放

もし人類が今後も人間らしく地球上に生存しようと望むならば、それはどうしても天敵を永遠に追放してしまわなければならない。これは誰が考えても自明の理である。天敵の追放は今や人類生存の必要条件となった。

ではいかにして天敵を追放するか。大変重要な課題である。この天敵にはひとつの大きな特徴がある。その特徴とは天敵の原因が国内で発生しながらも、そのあと被害を拡大させつつ、やがて国境を越えて周辺の国々に被害を拡大させ、のみならず地球全体に影響を及ぼすことである。したがって天敵の追放は、自国のみでは解決できない。どうしても国際協力が必要となる。

ひとつの例としてイラク国内で核弾頭ミサイルが炸裂した場合、イラク防空軍がいかに強力に対空砲火網を拡大したとしても、その原因を除去することはできない。あるいはドイツの森を枯渇させる酸性雨は、その発生源がロシアや東欧にあると仮定すれば、ドイツの政府や国民には解決の手段もない。ここに国際協力の必要性が叫ばれる根拠がある。またそれ以外には解決の方途も現状では存在しない。

このことは天敵の追放が国内問題ではなく国際問題であり、国際法と国際司法上の見地から考察する必要性のあることを物語っている。核兵器の開発阻止にしても公害除去にしても、およそ国際的課題としてしか処理できない。いわゆる非核三原則の決議も、ただ国会で決議しただけでは実質的效果をとまなうことはない。天敵を追放していく上で重要なことは核兵器や化学兵器の開発や使用を禁止することである。つまり強制力をともなって実現しなければならない。

たとえば化学兵器禁止条約（Chemical Weapon Convention, CWC）は

1993年パリで署名され1997年に発効した。日本も1995年に批准している。しかし化学兵器を開発し保有していると推定される国が署名に応じていない。したがって実質的效果を何らともなっていないことになる。生物兵器禁止条約(Biological Weapon Convention)も検証制度がないために実質的效果が得られていない。

やはり同様に環境破壊についても、国際的規模と視野からの解決が必要とされる事件や事故が多発している。トリー・キャニオン号事件もそのひとつである。ペルシア湾で原油を12万キロリッター搭載した油槽船トリー・キャニオン(Torry Canyon)号はイギリスのミルフォードヘブンに航行中の1968年、ランズエンドの岩礁に激突した。この衝突事故で搭載していた原油のうち9万3,000キロリッターが流出した。イギリス政府は爆撃で船体と原油を炎上させて処分した。しかし公海上を航行する船舶が海洋汚染事故を起こした場合の保証に関する国際協定が存在せず、周辺沿岸国は多大の損害を受ける結果となってしまった。

もうひとつライン河汚染事故は1986年、スイスのパーゼルで化学工場から水銀を含んだ有害物質が流れ出し、このためライン河は河口までの全域が汚染された。この事故で水道に関してドイツ、フランス、オランダなどが取水制限に追い込まれた。この場合も当事国以外の周辺関係国には損害賠償上の課題が残されたままとなった。

核兵器の脅威⁽⁹⁾にせよ環境破壊⁽¹⁰⁾にせよ、これまでのような、ひとつの地域やひとつの国の問題ではない。いうまでもなく国際問題として国際協力のもとに解決して行かなければならない。しかし一口に国際協力といっても、そう簡単に実現するものではない。ここでは4つの問題解決方法について考えよう。

① 平和的解決(Pacific Settlement)⁽¹¹⁾は、話し合いによる解決ともいわれる。この方法が最も平和的かつ友好的で、よい方法とされるが、はたしてそうであろうか。たしかに話し合いが中心となるから軍事力の行使といった危険はない。話し合いがこじれて武力衝突にいたることもないだろう。しかしここで注意すべきは誰と誰の話し合いかということである。

話し合いが双方の国民意思の展開として行なわれるように思いがちであるが、これはまちがいである。たとえ形式的にそう見えても、これは一種の擬制であり政治的錯覚にすぎない。実際に話し合いの場に臨むのは政府の代表である。外交官であったり閣僚であったりする。しかしいずれにせよ政府を代表し政府に責任を負うことになる。少なくとも国民に対して実質的責任を直接負うことはない。このことは話し合いの場に臨んだ人物の心証に大きく影響する。つまり話し合いが失敗した場合の弁解が、交渉の過程に混入してくることになる。失敗した場合、話し合いの代表者は国民に直接弁解する必要はない。そのかわり政府に対しては責任を取らなければならない。ここに擬制と錯覚が生じる余地が存在している。

拉致問題に関する北朝鮮との交渉過程を見ても、日本政府代表の言動や行動と国民意思との間には少なからざる乖離がある。その乖離は国益擁護という名のもとに処理されてしまう。したがって国民感情としては、話し合いの代表者は真の国民代表ではなく、ただ単に政府の代弁者にしかすぎないと見える。国民外交という名の政府外交として終わってしまう。ここに話し合いによる外交の限界がある。

② 強制的解決 (Enforced Settlement)⁽¹²⁾ は、軍事力の行使をともなう強権発動型の解決である。この方法がはたして真の解決になり得るのかどうか疑問が残るところである。もし国際紛争の解決がこの方法に依存するようになれば、国際社会は不安と混乱に突入してしまうのみである。1939年のドイツ軍によるポーランド攻撃は破壊と混乱をもたらしたのみで、問題解決にはいたらなかった。1941年の日本海軍による真珠湾攻撃も日米間の懸案を解決することはできなかった。

しかし注目すべきは今日なおこの方法が使われていることである。1991年のアメリカ軍を主力とするイラク空爆、1999年の北大西洋条約機構軍によるユーゴ爆撃などは、現在でも国際紛争の解決に軍事力の行使をともなった強権発動型の強制的解決方法が生きていることを示している。

とはいえ強制的方法が真の解決方法と考える人は極めて少数であろう。それ

は軍事力が行使されたあとのイラクやコソボが、どのような状況下にあるか冷静に観察すれば結果は自明となる。よって軍事力の行使をともなった強制的解決もまた、効果的な方法とはいえない。

③ 仲裁的解決 (Conciliated Settlement)⁽¹³⁾ は、当事国が第三国の仲裁によって国際紛争を解決しようとする方法である。この方法は仲介や調停によって和解を実現させようとするため、仲裁国の発言力が紛争当事国に強く影響する。仲裁国は大国が引き受ける場合が多いこともあって、仲裁国の国益中心になりがちである。また仲裁国が完全に中立を維持するともいえず、どちらかにかたよることも歴史上は多々あった。

日露戦争の講和を取り決めた 1905 年のポーツマス条約では、アメリカが日本とロシアの仲裁を行なったが、ポーツマス条約の内容を見ると、敗戦国のロシア側に有利で、戦勝国である日本側には不利な印象を受ける。これは当時の T. ルーズベルト大統領を中心とする新興国アメリカ政府が、日露戦争後の極東情勢に配慮して、日本の抬頭を押さえようとしたとも考えられる。日本側は賠償金の取り立てでもできず、樺太 (サハリン) の領有さえも北緯 50 度線以南に限定され、以北は削減された。

アメリカによる仲裁が単に日露両当事国のための仲裁ではなく、まさにアメリカのためにする仲裁だったのではないか、という疑問がどうしても今なお残る。あえてその根拠をいうならば、講和会議の場所が、仲裁を引き受けたアメリカの国内であったこと、仲裁国の引き受けにあたりルーズベルト大統領自身が積極的であったこと、当時のアメリカにとって西太平洋が国益上の重要地域であったことなどがあげられる。このように仲裁的解決もまた多くの問題を含んでいる。

④ 司法的解決 (Judicial Settlement)⁽¹⁴⁾ は、国際紛争を裁判という司法手続にしたがって正しく解決しようという方法である。この方法の特徴は紛争当事国の思惑に左右されることなく、国際法を規範として広く国際社会の正義により、すべての国際紛争を解決することにある。

司法的判断を下すのはハーグの国際司法裁判所 (International Court of

Justice) である。15名の裁判官は国連により選出されており、その中立性に問題は無い。司法上の決定は判決と勧告にわかれている。

ただしこの方法にも大きな問題点がある。それは国際司法裁判所 (ICJ) の判決には強制力がともなっていないことである。

ひとつのモデルケースを考えてみよう。今ここに J 国と R 国との間で E 島の領有をめぐる紛争が発生したと仮定する。J は歴史的な潜在主権を主張し、これに対して R は現実の実効支配による統治権を主張して譲歩しないとする。ここで ICJ が J の勝訴を宣言し J に E の領有を認めた場合、敗訴した R が ICJ の決定に服して E の実効支配を放棄すれば問題は無い。J と R の間の領土問題はただちに解決する。

しかし R が ICJ の判決を不服として従わなかった場合どうなるか。J は R に対して ICJ の判決をバックに E の領有権を主張し E の明け渡しを要求するであろう。それでもなお従わず E からの撤退を拒否した場合はどうなるか。J は ICJ の確定判決を獲得しているから、国際法上の正統性 (Legitimacy) を有している。これに反して R は E の領有に関して正統性を有していないにもかかわらず、E を占有し続けている。R が ICJ の判決を無視していることは明白である。R の無視に対して ICJ は残念ながら対抗措置をもちあわせていない。結果として、R による事実上の支配は 1 日も中断することなく継続されるであろう。

いうまでもなく ICJ には、自己の確定判決を実際に執行するための強制力がそなわっていない。そのため R が自発的に ICJ の決定に服さないかぎり、判決は執行されることなく宙に浮いた状態となる。よって J はせつかく ICJ の確定判決を獲得しながらも、E への事実上の領有をあきらめなければならない。国際社会に国際法を強制的⁽¹⁵⁾に執行させる権力機構が存在していない現状を考えると、J は R に対していつまでも E の返還を要求し続けるしかない。

あと J に残された唯一の道は軍事力による奪還である。しかし J には憲法上の規制があって、これもまた実行できない。たとえばこのモデルケースを日本の場合にあてはめて考えると、日本国憲法第 9 条は「国権の発動たる戦争と、

武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定している。

もうひとつJには可能性として経済制裁という道があるが、これも非現実的な考え方であり、いざ実行となると、ほとんど効果は期待できない。もし本格的に経済制裁を行なうとなれば、Jが1カ国だけで実施しても目的を達成することはできない。多数国によって国際協力のもとに、強力な経済封鎖を前提にしなければ、経済制裁は効果を発揮しないからである。

ではこの司法的解決は国際紛争の解決方法⁽¹⁶⁾として、まったく無力で無意味なものであろうか。たしかに国際司法裁判所でせっかく勝訴しても、その確定判決が執行されなければ現実的な効果はないといえる。しかしまったく無意味でもない。むしろ勝訴国は将来に向けて大きな発言力をもつことになる。

その発言力を担保するものは国際世論である。勝訴国は国際社会で、国際世論を背景に有利な外交活動を展開することができる。軍事力の行使や経済封鎖よりも、はるかに多くの人々の理解と納得が得られよう。国際世論は勝訴国の味方となる。長期的展望に立って考えれば、司法的解決は4つの中で最も現実的で有効な方法といえよう。国際紛争の解決にあたっては、当事国は国際司法裁判所に提訴することによって、すべて法が是非を決定するという方法こそ、最も望ましい形態である。

3. 国際協力

過去の長い間にわたって人類は文明を発展させ続けてきた。この文明は人類全体にとって多くの恩恵をあたえてくれるものであった。と同時に多くの副作用も発生させてしまった。予期せず発生した副作用は取り除かなければならない。副作用の除去にあたっては広範な国際協力が必要となってくる。2つの天敵、核兵器と環境破壊の除去は国際協力なくしては不可能である。

核兵器については軍縮（Disarmament）として、第2次世界大戦後から米ソを中心に地道な国際協力が行なわれている。しかし今なお確実な成果はあがっ

ていない。軍縮を阻害する最大の要因は査察である。査察が実現しないため軍縮が成功しない。査察を承認しなければ軍縮は効力を発揮しない。

査察を阻害する要因は国家主権の存在である。国家主権を認めるかぎり、いかなる軍縮も成り立たないであろう。主権を盾に査察を認めず、領土内への立ち入りを拒絶しては、軍縮交渉の成果は実現しない。

たとえば A 国と B 国とが核爆弾の保有をめぐる対立したとする。そして A も B もたがい非保有を主張した場合、最も説得力ある非保有の証明は、たがいに査察を認めあうことである。A も B も非保有が真実ならば、査察をこぼむ理由はない。もしこぼみ続けるとなれば、非保有の主張は A、B ともに疑わざるを得ない。この場合、A、B という 2 カ国は直接の当事国にあたるから、利害関係が露骨に噴出しやすい。そのため当事国以外に中立的立場の第 3 国が査察を行なうという道がある。この第 3 国は国際機関であることが望ましい。たとえば国連に常設されている査察専門の機関などが立ち入り検査を行えば、国際的にも説得力がある。それでもなお A、B がこぼみ続けるとなれば、A、B はともに厳しい国際世論の批判にさらされることになる。

A、B はたとえ国連の専門機関であってもなお査察をこぼみ続けることができる。いうまでもなく国家主権が盾となって A、B を守るからである。本来は A、B の独立を担保すべき主権が、結果として A、B の独善を許すことになる。国際社会で各国が自国の主権を無制限に主張しあえば、無秩序状態になることは明らかである。このような状態は、たとえていえば信号機がない交差点に同時に進入すれば、おそらく乗用車はつぶされてしまうだろう。ダンプカーと戦車であれば、ダンプカーがつぶされる。これが国際社会のありのままの姿である。つまり弱肉強食ということになる。強大な軍事力や経済力を保有する大国のエゴイズムに、中小国は泣かされ続けている。大国の不当な要求を押さえこんでくれるルールはない。

国家主権が明文で確立したのは 1648 年のウェストファーレン国際会議⁽¹⁸⁾であった。その後今日まで 300 年以上にわたって無修正のまま生きのびてきた。日本でいえば江戸時代の初期にあたる時期にできた古い規則によって、今日の

国際社会を安定させようとしているようなものである。主権概念は、今ではもう国際社会の変化から大きくかけはなれてしまっている。

ウェストファーレンで宣言された主権概念は、その後のすべての独立国家に対してそれぞれ唯一、絶対、最高の国家権力を授けてしまった。したがって主権概念の変更にあたっては、各独立国家は唯一、絶対、最高の国家権力を行使することができる。これではいつまでたっても永遠に修正も改正もできない。ところが、ここに幸か不幸か、修正も改正もできる機会が到来した。

不幸にして人類は自分で自分の天敵を作り出してしまった。この天敵退治にあたり各国が国家主権を根拠に国益擁護という自己主張をしていては、天敵は消え去らない。いわゆる国際協力、国際協調が必要となるゆえである。もはや旧来の国益は主張することができない。ここで国益にかわる概念を導入しなければならない。人類の生存と地球の存続のために新しく導入される概念は、人類救済のための利益つまり人類益であり、地球救済のための利益つまり地球益である。

人類益の第1目標は核兵器の廃絶である。国際政治の混乱により、各国が国益をゆずらず核爆弾を投下しあえば、人類は消え去るのみである。たとえ第3次世界大戦にいたらないまでも、核爆弾使用による国際テロの可能性は十分ある。

地球益の第1目標は環境汚染から地球そのものを存続させることである。大気汚染にせよ海洋汚染にせよ、また人々の健康にせよ、今ただちに汚染の進行を停止しても原状回復には長い年月を必要とする。これは多くの科学者たちの真実の声である。この真実の声を無視しては国際政治の運営も成り立たない。これまでの国益中心主義⁽¹⁹⁾の国際政治を新たな価値観に立った地球益中心に転換しなければならない。

人類益擁護の見地から、ジュネーブ軍縮会議が1959年に4カ国で設立された。その後は参加国が増加し、現在では66カ国にまで拡大している。また国連軍縮特別総会が1978年に開催され、すべての軍縮問題を包括的に討議することを採択した。このような国連による説得の結果として、その効力の有無に

かかわらず、これまでに核兵器廃絶のため多くの国際協力が行なわれてきた。

- ① 核拡散防止条約（1968年調印，1970年発効，加盟187）
- ② ワッセナー協約（1996年発足，加盟33）
- ③ 包括的核実験禁止条約（1996年総会採択）
- ④ 部分的核実験禁止条約（1963年アメリカ，ソ連，イギリス調印発効）
- ⑤ 兵器用核分裂物質生産停止条約（1993年総会決議）
- ⑥ AMB条約（1972年調印）
- ⑦ 戦略兵器削減条約（1994年アメリカ，ロシア調印）
- ⑧ 中距離核戦力条約（1987年米ソ調印，1988年発効，1991年廃棄完了）
- ⑨ ミサイル関連技術輸出規制条約（1987年発足，1993年強化）
- ⑩ 化学兵器禁止条約（1993年調印，1997年発効）
- ⑪ 生物・毒素兵器禁止条約（1972年調印，1975年発効，2002年強化，加盟144）
- ⑫ 対人地雷全面禁止条約（1996年総会決議，1997年調印，1999年発効）

このように核兵器廃絶のための努力が、これまでも国連を中心として営々と行なわれてきた。それでもまだ膨大な量の核兵器が地球上のあちこちに存在している。しかも核爆弾にしても核ミサイルにしても、いつでも使用可能な危険な状態にある。世界の多くの人々は、この事実をどのように考えるであろうか。今ただちに核戦争が勃発すると考えている人は、おそらくいないだろう。それは核兵器禁止条約があるからではない。人類はそのような愚かなことをしないという確信が、1人ひとりの現代人の心の中に強く根をはっているからである。

この確信が1人ひとりにあるかぎり、核戦争に突入することはない。キューバ危機でさえも核兵器の使用はなかった。ベトナム戦争でも同様であった。さきに列挙した12項目の条約も、究極的には強制力がない。批准国の条約遵守という精神によってこそ実現するものである。

核兵器という天敵の排除は国連を中心とした国際協力という形でしか実現しない。それは人類にとって悲しむべき事実である。広島と長崎を想起するまでもなく、核兵器は人類に絶体絶命の恐怖をあたえた。この恐怖こそ国際協力の

源泉である。恐怖から抜け出すことが人類益の擁護でもある。ならば各国は核兵器使用を含む軍事力の行使にかぎり、主権を制限すべきである。しかもこれは国内法で実現できる。つまり国際紛争の解決にあたっては、いかなる場合も軍事力は行使しないことを宣言し、同時に国内法により強制力をもって取り締まりの対象とすればよい。唯一の例外は、いわれなき侵攻を受けた場合のみである。この場合は正当防衛行動である。

地球益擁護の観点から、これまで多くの科学者が地球環境保全のため警鐘を打ち鳴らしてきた。しかしほとんどの場合、国家も国民も耳を傾けようとしなかった。その理由として汚染は緩慢な変化の連続で破壊が続き、気がついた時はすでに手おくれの状態ということがあった。もうひとつの理由は、汚染源の発見となると高度の科学的知識を必要とするため、一般の人々には汚染の実態が、なかなか理解されないという困難がある。その意味では環境汚染のほうが核爆弾よりも脅威である。たとえばオゾン層の破壊による紫外線の害など、特殊な専門家でなければ、とてもわからない。人の目に見える可視光線ならともかく、目に見えない紫外線が長い年月かかって人の健康を害することは、同時に医学上の知識も必要となる。

経済的な理由もまた、環境汚染廃絶を非常に困難にしている。大気汚染の原因と考えられる車の排気ガス規制は、自動車メーカーにとって、うれしくない話である。工場の煤煙規制も同様である。

ともあれ地球環境の保全は、現在のみならず将来の地球人の発展のためにも実現しなければならない至上命令である。もともと人間が勝手に作り出した天敵である。これを除去できないわけではない。そのためには国際協力が必要となる。すでに先進国間では、おそまきながら国際協力が進行しつつある。

- ① ストックホルム宣言（1972年国連人間環境会議決定）
- ② ロンドン・ダンプینگ条約（1972年採択、1975年発効、1980年日本批准）
- ③ ワシントン条約（1975年発効、野生動物保護、1980年日本批准）
- ④ ラムサール条約（1975年採択、水鳥・生息地・湿地保護、1980年日

本加入)

- ⑤ ウィーン条約 (1979 年採択, 1983 年発効, 長距離大気汚染防止)
- ⑥ 国連海洋法条約 (1982 年採択, 海洋環境保護)
- ⑦ ヘルシンキ議定書 (1985 年署名, 1988 年発効, 硫黄酸化物削減宣言)
- ⑧ ソフィア議定書 (1988 年署名, 1991 年発効, 窒素酸化物排出量規制)
- ⑨ ノールトヴェイク宣言 (1989 年, 68 カ国オランダ宣言, 温室効果ガス規制)
- ⑩ オゾン層保護ウィーン条約 (1990 年改正強化, オゾン層保護, フロン規制)
- ⑪ リオ宣言 (1992 年国連会議 27 原則宣言)
- ⑫ 東京宣言 (1992 年, 環境保全資金確保)

先進国中心とはいえ、地球環境の保全に対して各国政府⁽¹⁹⁾は前向きに取り組んでいる。しかしここでもいざ実行段階になると、国家主権が障害となって浮上してくる。オゾン層にしても、海洋問題にしても、1 国だけで解決できる時代は終わった。現在では、あらゆることが国際協力の対象となっている。これまでの国家の領域を越えて問題解決にあたらなければならない場合、国際的取り決めと国家主権との関係について、国連はリオ宣言のなかで、次のような考え方を示している。

「加盟各国は国連憲章と国際法の原則にのっとり、みずからの環境・開発政策にしたがって、みずからの資源を開発する主権を有するとともに、みずからの管理あるいは管理下における活動が他の国家や国家の管轄権を越えた地域に環境汚染をもたらさないよう保障する責任を有する」

つまり憲章と国際法を遵守しなければ、たとえ自国の管轄権下であっても、汚染源となれば、損害賠償責任が発生することを宣言している。汚染の原因と結果が明白で因果関係がはっきりしていれば、保障は当然である。しかしオゾン層破壊のように、破壊源となるフロンが、どこの国から発せられたものか特

定できない場合は、保障を要求することもできない。

オゾン層はどのように破壊されるのか。この問題は1974年にカリフォルニア大学の教授が世界で最初に指摘した。同大学のローランド教授によれば、地上で発散し上空に拡散したフロンガスは、途中で分解されることなく成層圏に到達する。フロンは成層圏でオゾンと化学反応をおこし、オゾンを変えて酸素に変える。このため成層圏のオゾンが減少し、太陽からの紫外線が、オゾンによって防止されることなく直接地球上に到達してしまう。紫外線は人の皮膚にガンを発生させ、眼球にも悪影響をもたらす白内障の原因となる。予測値ではオゾンが10%破壊されると、皮膚ガンの発生率が26%増加し、白内障が年間160万から175万に増大する。

核兵器と環境汚染を廃絶させるため、国際機関による査察や国連専門機関⁽²⁰⁾による国別の警告がいかに重要かつ必要なことであるか、今や地球上のほとんどの人が認めるところである。問題は実現への道である。旧来の道は民族単位の主権国家中心主義であった。しかしもうこの古い道では、人類も地球も救済することはできない。人類益と地球益擁護のために新しい道が必要となる。

新しい道は国家主権を次の2項目に限定して制限する。制限方法は他国による干渉ではなく自発的秩序として制限する。

- ① 国際紛争を解決する手段としての軍事力の行使
- ② 地球環境破壊に関する国際機関の決定

この2項目について各国は国内法により主権行使を国際司法裁判所に移譲する。すなわち2項目に関しては、いかなる場合も自国の主権を主張することなく、国際司法裁判所が下す勧告または判決にしたがう。それぞれ各国が自発的に判断⁽²¹⁾すれば、これにより2項目にかかわる主権行使は国際法の下におかれることになる。近い将来かならず実現するであろう。いやもうすでに世界のあらゆる部門で、そのようになりつつある。どのような国の政府も国際世論を敵にまわせば、外交上の不利益⁽²²⁾をこうむることをよく知っている。

〈注〉

- (1) Maria Skłodowska Curie (マリア・スクウォドフスカ・キュリー), 1867年11月ポーランドの首都ワルシャワ・フレスト生れ。1891年パリ・ソルボンヌ大学入学。1899年夫のピエール・キュリーとともにラジウム発見。1911年ノーベル化学賞を受賞。
- (2) 第2次世界大戦末期ドイツ打倒のため企画されたアメリカの原爆製造計画。中心となった人物は John Robert Oppenheimer (オッペンハイマー)。茫漠とした砂漠のニューメキシコ州に建設されたロスアラモス研究所の所長にオッペンハイマーが任命されたことで原爆製造が開始された。ちなみにオッペンハイマーは1904年ニューヨーク生れ。カリフォルニア大学教授。
- (3) 日本平和学会編集, 早稲田大学出版部, 『平和の思想』, p.28
- (4) ドイツ打倒のための原爆はドイツの降伏により日本に投下された。この時の原爆は広島がウラン爆弾, 長崎がプルトニウム爆弾。
- (5) 国家を政府と解釈するか, あるいは個々の国民の集合体とみるかによってちがってくる。レーニンは「党が国家を指導する」と主張しているから, この場合には国家はほぼ国民の意味に近くなる。一般的には政府として使うことが多いようである。日本国憲法では前文で「…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し…」と明確に国家権力の行使が政府によると規定している。
- (6) アメリカ・ニューヨーク州ナイアガラ滝のラブキャナル運河 (Love Canal) において発生した公害事件。フッカー化学が長年にわたり大量の有害化学物質を廃棄し続けた結果, 発ガン物質を含む汚染物質が土壌と地下水からもれた。このため住民に非難措置がとられた。これが原因で包括的環境対処補償責任法の成立が叫ばれ1980年成立した。(環境庁地球環境部編集『地球環境』p.133)
- (7) アメリカ・アラスカ州バルディーズ港から原油20万キロリッターを積載し出港したエクソン・バルディーズ号 (Exon Valdez) というタンカーで事故が発生して原油4万2,000キロリッターが海中に流出した事件。ニシン, サケなどの魚類や海鳥, 海獣などが大きな被害を受けた。この事件で, 油汚染に対する準備および対応・協力に関する国際条約が1990年に採択された。(環境庁, 同書 p.133)
- (8) 原油22万キロリッターを積載したアモコ・カジス号 (Amoco Cadiz) がオランダのロッテルダムへ航行中フランスのブルターニュで1978年故障をおこし積載中の原油が全部流出した。汚染は英仏海峡全体に拡大し, 渡り鳥や湿地帯が被害を受け回復までに2年間かかった。(環境庁, 同書 p.133)
- (9) 核爆弾などにより非戦闘員である一般市民を一瞬にして大量に殺戮すること自体が国際法違反である。人類はありとあらゆる方法で戦争の惨禍を減少させようと努力してきた。戦時国際法は陸戦法規に関して次のような成果を得ている。

- ①セント・ピータースブルク宣言（1868年，セント・ピータースブルク）
 - ②ダムダム弾の禁止に関するハーグ宣言（1899年，ハーグ）
 - ③毒ガスの禁止に関するハーグ宣言（1899年，ハーグ）
 - ④集団殺害罪（ジェノサイド）の防止および処罰に関する条約（1948年）
 - ⑤特定通常兵器使用禁止制限条約（1980年，ジュネーブ）
- (10) 核兵器であれ通常兵器であれ兵器の使用により地球（生物相，岩石圏，水圏および気圏）と宇宙空間を汚染しないため軍備競争を停止すること，嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小を達成すること，および新たな戦争手段の使用をもたらす危険から人類を守るため，国連第31回総会は次の条約を採択している。
- ①環境改変技術敵対的使用禁止条約（1976年，ジュネーブ）
 - ②原子力事故通報条約（1986年，ウィーン）
 - ③オゾン層保護のためのウィーン条約（1988年，ウィーン）
 - ④南極海洋生物資源保存条約（1982年，キャンベラ）
 - ⑤核物質の保護に関する条約（1987年，ウィーン，ニューヨーク）
- (11) 田畑茂二郎他編集『判例国際法』，東信堂，p. 436
- (12) 同書，p. 510
- (13) 同書，p. 103
- (14) 同書，p. 444
- (15) 藤田久一著，『国連法』，東京大学出版会，p. 329
- (16) 同書，p. 122
- (17) いわゆる「三〇年戦争」の終結と平和のための条約（ウェストファーレン条約）が締結された国際会議。北部ドイツのウェストファーレン州（旧プロイセン）で締結された。近代民族国家における国家主権の理論が確立した国際会議の最初であるといわれている。
- (18) Dimitris Bourantonis and Jarrod Wiener “*The United Nations in the New World Order*” Macmillan Press Ltd, p. 105
- (19) Jan Werts “*European Council*” T. M. C. ASSER INSTITUUT, North Holland, p. 98
- (20) Hans J. Morgenthaw “*Politics among Nations*” p. 547
- (21) 自発的判断は各国政府がそれぞれ自国議会の決定により主権行使を制限することであり，いわば内政による抑制である。外圧によって強制的に主権の発動を禁止したり抑制することとは異なる。
- (22) 外交上の不利益をあたえることによって恣意的な主権行使を抑止し戦争を回避する方法で，ほぼ日常的に国際間で行なわれている。たとえば北朝鮮に対する協議はその具体例である。